

新年明けましておめでとうございます

事業主ならびに被保険者の皆さまには、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、平成 15 年 5 月に健康増進法が施行され、昨年 8 月には健康診査等に関する指針（健診指針） 続いて保健事業の実施等に関する指針が出され、健康増進事業実施者である健康保険組合にも、より効率的で効果的な保健事業を行うことが定められました。

とくに一次予防（食事・運動・休養）を中心とした生活習慣病対策などに重点が置かれており、当健保組合といたしましても、「健康日本 21」の主旨に沿った内容で皆さまのニーズや希望に合った保健事業を積極的に推進し、健康づくりを支援していきたいと思っております。

平成 15 年度より導入された保険料の総報酬制、被保険者 3 割負担などにより、多くの健保で財政が一時的に好転しておりますが、各種拠出金や医療費の増大といった問題が改善されたわけではありません。年金制度、介護保険制度の改革に続き、来年度は医療保険制度関連にも抜本的な改革が予定されていますので、当健保組合としても、この動向を見据えつつ、財政の健全化により一層、努力してまいります。

また、平成 17 年 4 月から個人情報保護法が施行されますので、当健保組合でもガイドラインに沿った適切な実施に向けて準備を進めております。

健保組合をとりまく状況の変化に対応すべく、保険者として、健康増進事業実施者として、さらに個人情報取扱事業者としての機能をしっかり果たしていきたいと思っておりますので、皆さま方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

横河電機健康保険組合

2005 年 元旦

